

基金情報

No. 117

平成23年10月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成23年度・主要事業概況

事項	9月末数	対前月増減数	事項	9月末数(累計)
事業所数(件)	230	-1	年金掛金	調定額(円) 749,902,212
加入員数(人)	男子 4,326	-104		収納額(円) 741,743,316
	女子 2,160	-45		収納率 98.91%
	計 6,486	-149	事務費掛金調定額(円) 30,085,026	
平均標準給与月額(円)	男子 340,833	-243	資産運用	信託資産額(時価) 224億972万円
	女子 228,020	147		修正総合利回り -8.84%
	計 303,264	-404		ベンチマーク差 -0.94%
受給者数(人)	6,295	9	慶弔金の支給件数・金額	42件64万円
平均年金額(円)	514,529	619	年金相談件数	484件

事業主
の皆様へ

適正な記録管理のため届書「128条その1」の提出にご協力ください

当基金では、国の老齢厚生年金の一部を代行していることから、年金事務所と基金の記録に相違がないかの確認が義務付けられています。(厚生年金保険法第128条より) 本来であれば、ご提出いただいた各種届書の通知が年金事務所及び基金からお手元に届いた段階で、その都度、相違の有無について届出をしていただくことになっておりますが、事業主様・ご担当者様の利便等を考慮し、これを年1回の届出としております。つきましては、平成23年10月26日付通知「届出事項の突合について」をご確認の上、届書「厚生年金保険法第128条の規定による通知書(その1)」のご提出をよろしくお願い申し上げます。

■ 128条の通知書による記録突合とは

事業主様は、従業員の資格取得・喪失・その他各種届を年金事務所と基金に提出し、その後各所からその従業員についての決定(確認)通知を受けます。本来はこの時点で128条の通知書をご提出いただきますが、当基金ではこれを年1回の届出とし、その年の12月末までのご提出をお願いしております。当基金より送付いたしました加入員明細表と、年金事務所からの通知に相違がないかご確認いただきましたら、「128条の通知書(その1)」にご記入の上、基金までご提出をお願い申し上げます。

- ◆ 128条の通知書は将来適正な年金給付を行うために、大変重要な届出となっております。相違事項がない場合でも「該当なし」と記入し、必ずご提出ください。
- ◆ 「相違事項有り」としてご提出いただいた場合は基金にて内容を確認し、必要があれば別途、各種届のご提出をお願いいたします。
- ◆ 適用書類(取得届等)の控送付先を社会保険労務士宛てにご指定されている場合は、本届書も社会保険労務士宛てにお送りしておりますので、届書が届いているかご確認ください。

■ 加入員明細表について ■

加入員明細表は、昨年10月から今年の9月末までに当基金にご提出いただいた各種届出に基づき作成したものです。この明細表と年金事務所からの決定通知内容をご確認ください。

- ◆ 確認内容は、年金整理番号・氏名・フリガナ・性別・生年月日・基礎年金番号・標準給与月額などです。
- ◆ 明細表に「受給中」と記載されている方は、年金の支給の有無にかかわらず当基金へ年金の裁定請求をし、当基金の年金受給権者となっている方です。

■ 加入員明細表確認時の留意点 ■

- 【標準報酬月額】 ・ 月額変更届や算定基礎届提出後の標準報酬月額に相違はないか
・ 訂正届や取消届の提出漏れはないか
- 【基礎年金番号】 ・ 取得届提出時に空欄(未決定)で届出てそのままになっていないか
・ 基礎年金番号が重複していた場合、統一後の番号に相違はないか
- 【氏名】 ・ 氏名変更(訂正)届の提出漏れはないか
・ フリガナや漢字など氏名変更(訂正)届提出後の氏名に相違はないか
- 【整理番号】 ・ 取得届提出時に空欄(未記入)の場合、年金事務所の番号に基金の番号があっているか注意
・ 取消届等の提出により番号がずれていないか

お知らせ

平成23年10月1日付で前田 憲二氏(全国硝子業健康保険組合)が選定代議員に就任されました。

「基金だよりvol.71」掲載内容の誤りについて(お詫び)

平成23年10月31日付けで発行いたしました「基金だよりvol.71」の掲載内容に誤りがございましたことをお詫び申し上げます。平成22年度決算・年金経理(損益計算書)の当年度不足金が331,846,076千円と記載されていますが、331,846,076円の誤りです。

今後はこのようなことがないように注意し作成していく所存ですので、よろしくお願い申し上げます。

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金（加入期間5年以上の加入員が死亡したとき）
- ◇ 結婚祝金（加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき）

【給付金額】

- ◇ 弔慰金（遺族へ支給）
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金（加入員本人へ支給）
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

*** 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

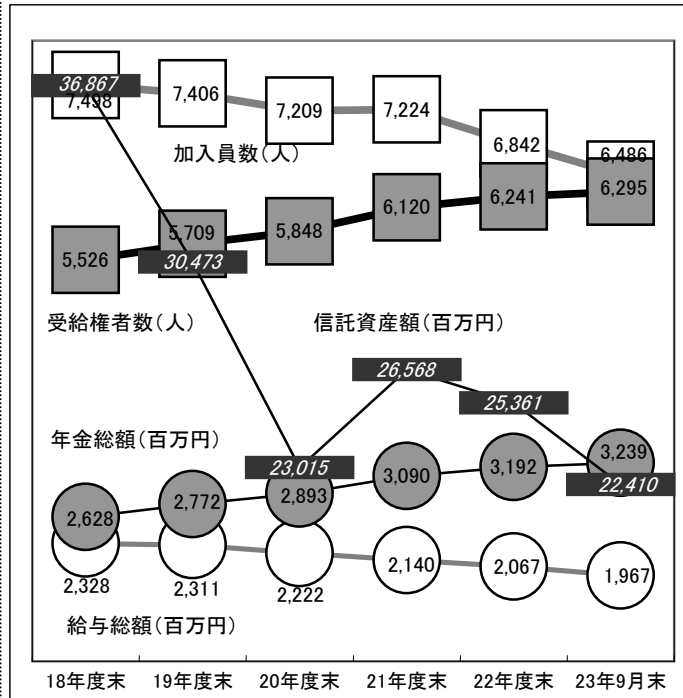
このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

*** 10月分の掛金納入期限は、平成23年11月30日となりますので、ご協力お願いいたします。**

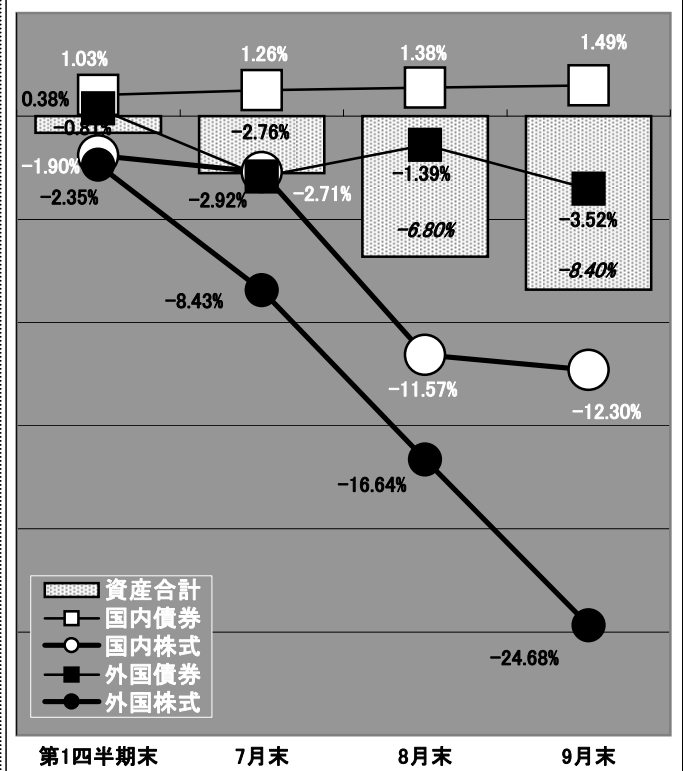
設立事業所の異動(規約変更関係等)・9月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
削除事業所	ヤマトマテリアル(株)	任意脱退	H23. 9. 23

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成23年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます
当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

11月の予定

15日 告知書(10月分)発送
※11月分の適用関係書類のメ切は12月7日です。